

第55回平成26年3月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成26年2月26日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時32分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定について
日程第 3			諸般の報告
日程第 4	請願第	1号	雇用の安定を求める意見書の採択に関する請願書 (提案～委員会付託)
日程第 5	請願第	2号	ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成 の拡充などに関する請願書 (提案～委員会付託)
日程第 6	報告第	4号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定める ことについて) (報告～質疑)
日程第 7	議案第	2号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第	3号	人権擁護委員候補者の推薦について (提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第	4号	与謝野町財産区管理委員の選任について (提案理由説明～表決)
日程第 10	議案第	5号	与謝野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例の制定について (提案理由説明)
日程第 11	議案第	6号	与謝野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定 について (提案理由説明)
日程第 12	議案第	7号	与謝野町役場の位置を定める条例の一部改正について (提案理由説明～表決)
日程第 13	議案第	8号	与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び 与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例の一部改正について (提案理由説明～表決)
日程第 14	議案第	9号	与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について (提案理由説明～表決)
日程第 15	議案第	10号	与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び与謝野町 消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (提案理由説明～表決)
日程第 16	議案第	11号	与謝野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部改正について

				(提案理由説明)
日程第17	議案第	12号	町道路線の廃止について	(提案理由説明)
日程第18	議案第	13号	木質チップボイラー設置工事請負契約の締結について	(提案理由説明)
日程第19	議案第	14号	与謝野町宮津市中学校組合規約の変更について	(提案理由説明)
日程第20	議案第	15号	平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第7号)	(提案理由説明)
日程第21	議案第	16号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)	(提案理由説明)
日程第22	議案第	17号	平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第23	議案第	18号	平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第24	議案第	19号	平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	(提案理由説明)
日程第25	議案第	20号	平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	(提案理由説明)
日程第26	議案第	21号	平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第27	議案第	22号	平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第28	議案第	23号	平成26年度与謝野町一般会計予算	(提案理由説明)
日程第29	議案第	24号	平成26年度与謝野町簡易水道特別会計予算	(提案理由説明)
日程第30	議案第	25号	平成26年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算	(提案理由説明)
日程第31	議案第	26号	平成26年度与謝野町下水道特別会計予算	(提案理由説明)
日程第32	議案第	27号	平成26年度与謝野町農業集落排水特別会計予算	(提案理由説明)
日程第33	議案第	28号	平成26年度与謝野町介護保険特別会計予算	(提案理由説明)
日程第34	議案第	29号	平成26年度与謝野町土地取得特別会計予算	(提案理由説明)
日程第35	議案第	30号	平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計予算	(提案理由説明)

- 日程第36 議案第 31号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第37 議案第 32号 平成26年度与謝野町財産区特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第38 議案第 33号 平成26年度与謝野町水道事業特別会計予算 (提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより第55回平成26年3月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

すっかりと、この丹後地域にも春の息吹を感じる、きょうこのごろとなりました。野田川のせせらぎや、阿蘇海の水も若干緩んできたかなというふうな感じがいたします。早いもので、私たちが与えられました4年間という任期の、本日、これから始まります3月定例会が最終議会となりました。きょうまで4年間、本当に皆様方の真摯たる議会活動には敬意を表する次第でございます。

また、町長はじめ行政の皆さんには、本当に、いよいよ町長も今期が、最後の任期の最終議会でございます。お互いに今回の議会が十分な討論をいただきまして、最終議会にふさわしい議会となりますように、心から願っている次第でございます。

また、このたびはソチオリンピックがございまして、オリンピックで日本選手の活躍に大変一喜一憂いたしました。やはりこういふときになりますと、日の丸の問題もたくさんございますが、やはり日本の国旗である日の丸が、あの掲揚台に上がるということは、本当に心からウキウキし、感動し、やはり日本人であることを改めて自覚させてくれる、そういった機会でもありました。

こういった日本国家が、今、現状大変、T P P問題とか、国際的にも大変難しい状況にいます中で、我々地方議会も一生懸命に、その下支えになれるような議会になりたいと、こんなふうには思っています。

それでは、これから始まります26日間ではありますが、ご協力のほどよろしく願いをいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ここで太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆様、おはようございます。

暦の上では、雨水を過ぎ、厳しい寒さもようやく峠を越え、一日も早い春の訪れが待ち遠しいきょうこのごろでございます。

本日、ここに第55回平成26年3月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、赤松議長はじめ議員の皆様には、ご多用の中、ご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会では、専決処分の報告案件1件、人権擁護委員候補者の推薦案件2件、財産区管理委員の選任案件1件、条例の制定案件2件と、一部改正案件が5件、町道路線の廃止案件1件、工事請負契約の締結案件1件、規約の変更案件1件、一般会計(第7号)補正予算ほか7件、平成26年度各会計当初予算11件の都合33件の重要議案をご提案申し上げております。

特に平成26年度一般会計当初予算につきましては、4月に町長選挙を控えまして、骨格予算となっておりますものの、防災対策、浸水対策、学校施設や通学路の安全対策、DV被害者支援対策、自殺防止対策、子育て支援策、社会保障関係費の確保など、町民の安全・安心を最優先と

する予算となるよう努めてまいりました。

そのほか、緊急雇用対策として、雇用の確保に向けた予算、海の京都与謝野町マスタープランを実践するための予算、地域コミュニティの拠点として、明石地区公民館を新設する予算、そして、最も大きな事業として、加悦中学校改築事業を盛り込むなど、限られた財源の中で必要な取り組みを進める予算計上といたしております。

全国的に厳しい経済状況であることに変わりはないわけですが、町民の皆様の暮らしに対する不安は高まる一方ですが、そんな中で丹後産コシヒカリが、米の食味ランキングにおいて通算11回目で、23年度産から3年連続、特Aという最も高い評価を受けたことは、地域の明るい話題であり、京の豆っこ米とともに全国規模での販路のさらなる拡大に大いに期待をしているところでございます。いずれにいたしましても、平成22年4月の就任以来、私の任期も残り1カ月余りとなりました。

私は、昨年12月議会最終日に、町民の皆様の信託を得られるなら、次の4年間も町政を担当させていただきたいと表明いたしました。しかしながら、急に体に変調を来することが多くなり、これまでに積極的な治療を行ってまいりましたが、残念ながら今後の4年間の職務を全うするだけの体力に不安を感じ、任期途中で職務を続行することができない事態になってはならないとの思いから、町長選挙に出馬しないとの判断をいたしました。

さきに、出馬の表明をしながら、このような結論に達し、町民の皆様や議会に対して、大変ご迷惑をおかけいたしました。健康上の事由であるということをおくみ取りいただきますようお願いいたします。

非常に限られた時間となりましたが、この4年間の総仕上げとして、「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」の実現に向けて、4月15日の任期満了の日まで、精いっぱい努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、請願第1号 雇用の安定を求める意見書の採択に関する請願書、ほか34件であります。以上35件を上程します。

そして、先ほど、私、挨拶の中で、今会期を26日間と申し上げましたが、23日間の間違いでございますので、発言の訂正をしておきます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、4番、杉上忠義議員、5番、塩見晋議員の、以上2名をお願いをすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの23日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの23日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 文教厚生常任委員会の活動について報告いたします。

去る1月27日、与謝野町老人クラブ連合会と議会基本条例に基づく懇談を行いまして、いろいろなお話を聞かせていただきました。とりわけ意外だったのが、老人クラブにおかれましても、会員が減少傾向にあるというお話を聞いて、いろいろな困難があるんだなということを理解をさせていただきました。今後の議会活動に生かしていきたいというふうに思っています。

また、その後、子ども子育て会議からの答申が昨年末にありました。この内容について、福祉課から報告を受け、そして、いろいろな議論をさせていただきました。また、加悦中学校の用地内に私有地があるという問題についての取り組み状況の報告を受けました。

最後に、欠員になっていました石川診療所の理学療法士の採用について、保健課長から報告を受けました。

次に、2月3日に委員会を開き、文教厚生常任委員会に付託されていましたが、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願について、議題として審議し、その中で提出者と紹介議員に来ていただきまして、趣旨などについて詳しく報告をいただきました。

それに基づきまして、2月13日、同請願について審議をいたしました。結果として不採択とすべきものという形で採決をさせていただき、本定例会に委員会として報告をし、最終日になると思いますが、議案として出される予定になっています。

以上、簡単に報告をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） おはようございます。

産業建設常任委員会の活動報告をさせていただきます。

1点目は、付託案件ということで、平成25年請願第1号ということで大型店舗の秩序ある町内進出に関する請願であります。

審査の経過を申し上げます。平成25年12月18日に、本会議において上記案件を本委員会に付託されました。それに平成26年1月14日、委員会を開催し、付託された案件について、請願内容の確認と今後の審査の進め方について協議をいたしました。

次に、次回の委員会では請願者及び紹介議員に出席願、趣旨説明を聴取するということを確認いたしまして、次に、1月28日に委員会を再度開催いたしまして、付託された案件について請願者及び紹介議員に出席を願、趣旨説明及び思いを述べていただいた後に請願事項について質疑、応答を行いました。

また、今後の進め方を協議し、今回の配付資料を持ち帰り、各自検討し、次回の委員会では委員の検討内容を持ち寄って審議することを確認をいたしました。

平成26年2月13日でありますけれども、委員会を開催し、付託案件について、福知山市へ

のみったPLANT出店に関する資料、あるいは与謝野町旧町時代でしたから、野田川町の石川に出店予定の資料を再度確認いたしましたして、委員会で審議を行いました。

主な協議内容ですけれども、基本的に大型小売店舗の出店が、地域の活性化に寄与するだろうかといったような点を検討いたしました。

二つ目に、与謝野町商店への影響度の検討。三つ目には大型店の扱い商品から見る類似商品への影響度の検討。それから4番目に、大型小売店舗への雇用の検討なども行いました。

消費者の利便性の検討、あるいは大型店立地法から見るまちづくりの検討。7番目には、農地法から見るまちづくりの検討。それと最後に付託案件とまちづくりの関係などを検討させていただきました。

次に、最後ですけれども、平成26年2月20日ですけれども、山形県の川西町から視察団がお見えになりまして、3名の議員が訪町いただきました。主な目的は、当町の地酒乾杯条例の研修にお越しいただきまして、当委員会の所管でありましたので、赤松議長をはじめ勢旗議員、山添副委員長、担当事務局、そして私、委員長が、午後1時から視察研修会の対応をさせていただきました。

以上、簡単ですけれども、委員会の報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、議会運営委員会の活動報告をお願いします。

有吉委員長。

議会運営委員長（有吉 正） おはようございます。

それでは、私のほうから議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1月末に、昨年秋に町内11カ所の議会懇談会をさせていただきました。そのまとめができ上がりまして、議長のほうに報告をしております。そして、2月の初旬には各区長さんへ、2冊ずつお配りしております。また、町のホームページにも掲載をしておりますので、また、皆さんで見ていただきたいと、このように思います。

それから、2月5日の日に臨時会がありまして、その終了後に全員協議会を行いました。今、この4月から、4月の選挙から議員定数は18名から16名になります。今は、3常任委員会で6名ずつでやっておりますけれども、これをどういうふうにするのか、今の議会が決めたわけですから、それをどうするのかということの話し合いを行いまして、その結果、二つの常任委員会がいいだろうというのが9名おられました。三つの常任委員会を守るべきだ、これは2人の委員さんがダブるわけですが、6名でございました。

結論は、2常任委員会にするのには、条例改正が必要となりますが、これについては新しい議員構成の中で決めていただくと、このようになっております。

以上でございます。

議長（赤松孝一） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いします。

小林委員長。

議会広報特別委員長（小林庸夫） それでは、議会広報特別委員会のほうから、活動報告ということではございませんけれども、1点、お願いを申し上げたいと思います。

この3月議会の議会だより第32号の発行につきまして、本日、全員協議会の後で、広報委員会で詳細は決定いたしますので、また、後日お知らせいたしますけれども、通常、議会が済みまし

てから広報の議員さん方からの原稿をいただきまして、編集にかかるとるわけでございますけども、今回は、先ほどからご案内のように、選挙に、非常に目前に迫っておるという中で、選挙モードの中でもございますので、編集が一部滞るのではないかとというようなことから、議員さんからの記事につきましては、一般質問のみの記事ということにさせていただきたいと、このように思っております。

したがって、質疑でありますとか、請願などの発言の原稿につきましては、今号につきましてはお休みとさせていただきたいと思っておりますので、あしからずご了解をさせていただきたいと、このようにお願い申し上げます。

簡単でございますけども、お願いということでご報告にかえさせていただきます。

議長（赤松孝一） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

最初に、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をお願いします。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、宮津与謝消防組合、平成26年度第1回定例会が、2月21日に開催をされ出席をいたしましたので、報告をいたします。

冒頭、建築士に支払った設計監理料に源泉徴収漏れがあったことについて、委託料であったことから、その取り扱いに勉強不足があったと、こういうことで、このような問題を起こしたと、このことについての陳謝がありました。

この議会では、条例の制定1件、条例改正2件、平成26年度の一般会計補正予算案が上程をされ、全議案全員賛成で原案どおり可決いたしました。

条例制定につきましては、消防庁、消防署長の資格を定めるもので、地方分権一括法で、これまで政令で定められていたものが、各市町村の条例で定めることとされたものであります。

条例の改正については、手数料条例の一部改正で、これは消費税が引き上げられることに伴い、申請等の手数料の変更が生じることに伴うものであります。

火災予防条例の一部改正は、火災警報器から定温式防災警報器に変更が義務づけられたもので、新年度以降に新築、増築、改築、移築等の場合が対象になり、この定温式防災警報器の取り付けが必要になるものであります。

新年度予算につきましては、総額11億780万円、対前年度比で22.86%の増となっておりますが、これは第4次基本計画に基づき消防防災無線のデジタル化に伴うもので、総事業費は3億円、全額を緊急減災事業債で充てるものであります。

平成26年度の各市町村の分担金は、与謝野町3億9,479万5,000円、宮津市3億4,041万9,000円、伊根町6,458万6,000円で、本町の場合、前年度より2,996万2,000円、率にして7.05%少なくなっているものでございます。

なお、平成25年度中の火災発生件数は25件で、建物火災、建物その他火災22件、林野火災2件、車両火災1件となっております。原因別では、たき火、ついでたばこ、電気関係となっております。

救急出動件数は2,179件、前年より112件減少、与謝野町は962件との報告でありました。

以上、宮津与謝消防組合議会の報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、宮津与謝環境組合議会定例会の報告をお願いします。
塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、宮津与謝環境組合の報告をいたします。

去る2月21日、午後2時10分より、平成26年第1回宮津与謝環境組合議会定例会が与謝野町役場大会議室において開催されました。

議案として、平成25年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）と、平成26年度宮津与謝環境組合一般会計予算が審議されました。いずれも全員賛成で可決をされました。平成25年度一般会計補正予算については、歳入歳出、それぞれ5,647万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,421万7,000円とするものであります。

歳出の減額理由は、一般管理費の財務例規システム保守管理委託料252万2,000円などと、施設建設費の生活環境衛生調査業務と委託料の5,236万円であります。

歳入は、歳出の減額により分担金と国庫補助金が減額となりました。与謝野町分は2,856万9,000円の減額で、補正後の町の分担金は3,141万6,000円になります。環境調査は、平成25年度と平成26年度と継続して事業を行っていますので、債務負担行為補正もされました。

次に、平成26年度宮津与謝環境組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,293万6,000円です。平成26年度事業としては、生活環境衛生調査業務を引き続き行っております。それから、敷地造成設計及び許認可申請図書作成業務であります。与謝野町の平成26年度の分担金は3,631万7,000円となっております。

以上、宮津与謝環境組合議会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をお願いいたします。
今田副議長。

副議長（今田博文） 後期高齢者議会の報告をさせていただきます。

2月14日に京都市内で開催をされました。平成26年度から不均一課税制度が廃止をされます。この制度は、あくまでも激変緩和措置の取り組みで実施してきたもので、継続は難しいということでした。一部、兵庫県などでは広域連合の中で保険料の調整をされていて、豊岡市では、その恩恵を受けられているようですけれども、京都府では一人当たりの医療費が100万円を超える京都市、八幡市、井出町などの負担軽減対策地域外からの支援が必要になり、なかなか理解が得られないということでした。

ちなみに医療費が一番低い京丹波は71万3,000円、与謝野町は78万7,000円、下から4番目になります。保険料のアップ額ですけれども、年金額79万円の人で109円、120万円ですと164円の値上げになると報告がありました。今後の対策としては、調整交付金などを国に要望して、保険料の軽減を求めていく方針であるとのことですのでございます。

医療給付に対する負担については、市町村負担金、国庫負担金、府支出金、若年世代支援金で90%を占めており、保険料で10%を賄っている状況にあり、公費負担、現役世代の負担が非常に高い状況にあります。

いずれにいたしましても、今後、団塊の世代が加入するなど、保険者数の増加は確実であります。一人当たりの給付費も医療技術の進歩などで、上昇傾向に推移することが予想される中、介

護予防や高齢者福祉施策など、府と市町村が一体となって健康増進対策を強化する方針が確認されていますが、今後、連合規約の変更が必要になるため、協議がただいま進んでおる状況でございます。

以上、現時点での報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 最後に、私のほうから京都地方税機構議会定例会、並びに議長報告をいたします。

まず、最初に京都地方税機構議会定例会が、今月16日、京都市内で行われました。まず、主なもののみ申し上げますが、平成26年度の税機構の一般会計予算でございます。来年度で、業務本格開始から5年目となるようでございますが、例年のとおり必要な経費を計上されています。来年度は、歳入歳出予算総額が21億円でございます。歳入は各構成団体からの負担金収入でございます。

歳出の主なものは、構成団体からの派遣職員の人件費負担が約14億円、業務運営費に約2億円、課税業務支援システムの開発費に1億円、共同徴収支援システム運営費に8,000万円ほど、このようなことでございます。また、補正予算等もございましたが、関心のある方は、議会事務局にファイルしてございますので、お目通しを願いたいと思います。

それから、今月7日でございますが、主要地方道宮津養父線、岩屋峠ですね、改良促進協議会のほうからの要望活動としまして、太田町長を先頭に議会からは私、それから、地元の議員といたしまして塩見議員、有吉議員、当然、地元の区役員さん等で、知事のところへ要望に行っていました。

非常にいい感触で、改めまして昭和の時代からの長年の本当の懸案事項が、これは解決されそうだなというふうな、大変、夢と希望をいただける要望活動でございました。

それから、京都府消防大会には、家城総務常任委員長と出席をいたしました。

それから、斑鳩町との災害時の、また、いわゆる相互応援に関する調印式も今月10日にございまして、これも私と家城総務常任委員長とが出席をいたしました。

それから、先ほどありました、山形県からの視察もございました。また、精華町から日本共産党の議員団の視察もございました。そして、今月の21日に京都府町村議会議長会の第64回の定期総会がございました。

その中で、京都府町村議会議長会から、自治功労者表彰式がございまして、当町からは伊藤議員、杉上議員、谷口議員、勢旗議員が表彰をされました。

以上、簡単に報告をさせていただきます。

また、いろいろと議長会等の資料は事務局にございますので、関心のある方はお目通しのほどをよろしく願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、15分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時04分）

（再開 午前10時15分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

それでは、日程第4 請願第1号 雇用の安定を求める意見書の採択に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

有吉議員。

3 番（有吉 正） それでは、私、紹介議員ですので、説明をさせていただきます。

雇用の安定を求める意見書の採択に関する請願書でございます。

請願の理由について朗読させていただきます。

現在、政府内では、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内での議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策にかかわる基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。しかし、雇用・労働政策は、ILOの第三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際基準から逸脱したものと云々を得ませんというふうな理由になっております。それこそ政府内の産業競争力会議、あるいは規制改革会議で、このような議論がなされているわけでございます。

ことしの与謝野町商工会の新春講演会で、朝日新聞の論説委員の星浩さんが講演された中でも、いわゆる最後の分で、このことを言っておられたんじゃないかなというようなこともおっしゃっておられました。このことによって、外資の導入を政府は図る、いわゆる外資の導入といっても、いわゆるファンド、そのような方向づけになされているのではないかなというようなこともおっしゃっておられたと、そのような記憶がございます。

簡単でございますけども、説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、まだ今、初めて見たところで、詳しくこの内容についてはね、わからないんですけど、ちょっと紹介議員さんのお考えだけ聞いておきたいんで、2点お願いします。

まず1点はですね、この丹後、与謝野町もでございますが、現在の就労、あるいは雇用の実態から言いますとですね、非常にその賃金が低いと、最低賃金がクリアできるかどうかという実態があるわけですが、これについては紹介議員どう思われますか。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 確かに、最低賃金のことを質問されたんじゃないかなと、それ私の考えを言うんですか。

1 5 番（勢旗 毅） そうです、そうです。紹介議員。

3 番（有吉 正） 低いという。

1 5 番（勢旗 毅） 紹介議員さんのお考えを。

3 番（有吉 正） はい。それこそ、最低賃金については、地方というのか、都道府県によってね、違っておるといふようなことだろうと思います。

それについては、私は、もっと上げるべきであろうと、このように、ただ、それについては中小、そういった零細の方々の、いわゆる逆に雇えなくなるというような懸念の声もあったりするという事も事実だろうというふうに、考えとしては、そのように思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけお尋ねを。

これは、紹介議員のお考えで結構ですけども、非常に、この実態は未組織労働者が多いわけですが、この紹介議員がですね、今度、請願を紹介されている連合の組織は、この地方の組織化については、どのようなお考えだと聞いておられますか。

未組織労働者多いですね、できない、組織が組織できない、ここのところを紹介議員のお考えだけお聞きしておきます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 確におっしゃられるとおりだろうというふうに思います。

私は、別に、この組織に入っておるわけではございませんし、そういった組織の経験もございません。私の個人的な、労働者としてのあれは、京都の繊維問屋におった経験ぐらいですから、大きな組織ではなかったわけでございます。

ただ、入っておられない組織の方というのは、やはり何らかの形で、この連合さんの組織もふやしていきたい、恵まれない労働者の方々もふやしていきたいと、そういう思いはあるのではないかなというふうに思います。

ですから、また、そういった、入っておられない、例えば、何とかユニオンだとかね、そういったような形も、一つの方向にもつながっていければというような思いはあります。以上です。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 7 番、今田議員。

1 7 番（今田博文） それでは、紹介議員にお伺いをしたいというふうに思っております。

ここに、いろいろと言葉が出てくるわけですが、よく理解ができないというのか、制度が後退するという話がありますね。制度が後退していく、この制度が、例えば法律が成立したら、制度が後退するというふうなことが書いてあるわけですが、その中で雇用の金銭解決制度、それから限定正社員制度、ホワイトカラー・イグゼンプションとあるんですが、この中身がちょっとよくわからないんですが、これちょっと教えてください。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 私も、それこそネットで調べた範囲ぐらいのことでしかわかりません。実際に、そういった真剣なところの勉強はできてないかもわかりません。

ホワイトカラー・エグゼンプション、あるいはイグゼンプションといいますのは、簡単に説明しても長々となります。申しわけございませんが、簡単に説明しますと、多国籍企業の競争が激化するグローバル資本主義化が進む未来において、国際競争力を維持する一助となる、具体的には、達成すべき成果をもとに、時間という概念を考えないで、人員配置などの経営計画を立てやすくなると、労働政策審議会に提出された資料ではとか、いろいろとあるんですけども、労働者側のメリットも、これちょっと書いてあります。

時間、場所にとらわれずに自分のペースで仕事ができる、趣味や勉強や家族と過ごす時間など、柔軟にやりくりできる成果を早期に達成すれば、自由時間がふえるなどが考えられると。

ただ、いわゆるホワイトカラーというふうなことで、残業時間の問題だとか、これが、また過労死につながったり、いろんな、そういった懸念もあるということであるだろうというふうに思います。簡単には、そういうようなことであるのではないかと思います。

それから、もう1点、金銭解決制度、これにつきましては、いわゆる裁判で企業側が解雇にしたときに、よく負けるというようなことを、もう金銭的に、もう法的に、こういう形で解決するんだというようなことを法律にうたおうと、こういうことであるだろうと思います。それから、限定正社員、これにつきましては、例えば、会社が、どこそこへ行けというようなときに、もちろん会社の方針に従わなければならないというような規約があるのではないかと思います。

ところが、その場所に限定することによって、正社員にするというようなことで、その限定正社員という制度も検討していると、こういうことだと思います。簡単で申しわけございませんけれども、また、請願ですから付託されるであろう所管の委員さんの中で申しわけないですけど、忙しい中ではございますけれども、しっかりとやっていただければなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それぞれ説明をいただいたんですが、理解がなかなか、今、聞いただけではしがたいわけです。

まあまあ、委員会で十分審議をということなんで、それは、委員会でしてもらいたいというふうに思うんですが、なかなかこの場で、そのやりとりをして細かく聞いておっても、時間もたつし、それはそれでいいんだろうというふうに思うんですが、こういう制度が検討されていると、政府内で検討されて、これが法律になるとか、あるいは、いついつの国会に出されるとか、法案としてというふうな見通しというのか、そういうことは今どうなっているんですか。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それが、今すぐというような話にはなっていないのではないかなと、ちょっと私、そこまでは勉強しておりませんので、ただ、これを進めていくというのは事実でありまして、今、国会やっておられるわけですけども、状況的にはちょっと国会のほうの状況はわかりませんが、ただ、これが出てくるということは、そういった動きになっていると、そういった中で今、これを地方から意見書を上げてほしいというような請願であるだろうというふうに思っております。

確かに、国際グローバル化、それこそ、言葉は悪いですけども、ハゲタカファンドだとかね、いろんな企業があると思います。それこそ、資本主義の、ええ意味でも悪い意味でも、そういったところに一つ歯どめも必要ではないかなという思いと。

例えば、リーマン・ブラザーズというのが、リーマンショック、破綻してリーマンショック、これ全世界が大変な目に遭ったわけですね。初めアメリカが、これをしりぬぐいするのかと思いましたが、多国籍企業というのか、それはしませんでした。でも、それぞれの国は、それぞれで大変な目に、今も、それは継続している分もあると思います。そういったことにも、ある意味かわるのではないかなと。やっぱり労働者雇用の安定を求める意見書というのは、そういう部分も含んでおるのではないかなという思いで紹介者にならせていただきました。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） ちょっと、今、言われたことが、私は理解できません。その全世界に不況を及ぼすようなことになるのか、このことが実施されたら。そういうことになるのかどうか、それは私は、そこまではいかないのではないかなと、これ日本だけのことでしょう。日本の国で、法律をつくってこうして、こういう制度を導入しようということなんですから、そこまで、全世界に及ぶような不況が蔓延するというふうなことにはならないというふうに思うんですが。

それから、まあまあいいです、もう。いいですよ。

ILOの精神にのっとってということがあったんですが、ILOって何ですか。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 国際労働機関ではないかなというふうに思います。それからILOは、

それともう一つ、先ほど今田議員がおっしゃられた、この解雇の金銭解決制度、ホワイトカラー・イグゼンプション、これと、私が先ほど言ったこととは、ちょっと違いまして、このことが全世界に及ぼすとかいうのではなしに、私が言いましたのは、そういったファンドですね、いわゆる外資の導入だけを求めて、こういうことをすると、かつてリーマン・ブラザーズみたいなことがあったわけですから、それとこれとはちょっと別に考えていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） もう一つ伺います。この請願事項の中に、学校における職業教育、あるいは進路指導、職業相談など、就労支援の拡充と、こうあるんですが、これはどういうことをおっしゃっているんですか。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 請願の事項の中に、そういった項目もあります。これは、いわゆる政府も、あるいはいろいろと、手に職といいますのか、知識とか、いろんなそういうことはあります。また、頑張ってハローワークあたりでもやっておられると思います。また、学校でも、そういうことをすることによって、今、大変、就職難と言われていることが続いているわけですので、それに対する一つの手だてというふうに考えていただければと、そのように思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 中身がよくわからないんです。確かに、学校で、そういった指導なり、いわゆる支援なり、就労に対するいろんな勉強、あるいは教育するというのは、もちろん大事なことだろうというふうに思うんですが、ここにいろいろと書いてあるので、実際、どういうことをお望みなのかということがよく、請願文書を読ませていただくだけでは、よくわかりませんのでお尋ねをしたんです。

それから、たくさん聞きたいことがあるんですが、もう一つ。過労死というのが非常に社会的にも問題になっております。ここの請願事項にもありますように、過労死の防止策、これ総合的につくっていくべきだと、過労死を少なくしていこう、こういう社会をつくっていきいたいということが、この請願事項の中にもあるんですが、もう少し突っ込んで、どういうことをしていったら、その過労死というのがなくなるんだということが、請願者から、どのようにお聞きになっておられますか。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） そこまで具体的なことは聞いておりません。ただ、今田議員おっしゃるとおりに、今いろいろとマスコミ等も騒がれている部分があります。

それこそ、この中にもあります、ブラック企業というのね、まあ言うたら就職難という時代の中で、とりあえず働く者の使い捨てみたいな企業もたくさんあるというふうに報道されておりますけども、そういった分も、具体的には聞いておりませんが、私には、それについてお答えできませんけども、やはり不法的な労働者の使い方、あるいは使い捨て、そういうのは現実にあるというのも事実であろうということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） なかなかこの場でやりとりをしておっても、なかなか話が前に行きづらいし、私自身もなかなか理解ができません。時間もたちますし、十分、委員会でやっていただいたらいいんだろうと思うんですが、これ、どこへ付託ですか。どこになるんです。

議 長（赤松孝一） 一応、どこへ付託するかというご質問ですか。どう言われました。

1 7 番（今田博文） 請願者はどのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 請願者の考え。
有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ議会運営委員会ですね、せんだって、付託先も副議長さんですので、同じところにおられるわけですけども、例えば、予算決算でしたら、労働費あたりは商工観光になれへんかなと、だから、産業建設委員会に付託する予定ということ、せんだっての議会運営委員会で決めさせていただきました。

委員さん、委員長さん、ご苦労さんですけど、委員さんよろしくお願ひしたいと思います。

1 7 番（今田博文） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） これにて質疑を終結します。

紹介議員、自席にお帰りください。

お諮りします。

ただいまもありましたように、先般の議会運営委員会におきまして、本請願は、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 請願第2号 ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の拡充などに関する請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、請願第2号につきまして、ご提案申し上げたいというふうに思っております。

これは、請願の件名は、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成の拡充などに関する請願書でございます。

請願の請願人は、舞鶴ウイルス性肝炎を考える会の代表、三宅あきさんと、世話人の与謝野町の竹島香代子さんほか2名、計4名からの請願となっております。

請願の、まず趣旨でございますが、貴議会においてウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両院並びに政府、具体的には内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対し、以下の事項を内容として意見書を提出いただくよう請願しますというのが趣旨でございます。

一つには、ウイルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。

二つ目には、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。

三つ目は、肝疾患にかかわる障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態、特に肝硬変・肝がん患者の病態に応じた障害者認定制度に改めること。

以上の3点でございます。

請願の理由につきましては、そこに記載のとおり5項目にわたって記載がされております。

大変長いんでございますので、少しポイントを要約させていただきまして、請願の理由を述べさせていただきますというふうに思います。

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されておりまして、国はインターフェロン、また、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、医療費助成を実施しております。この特別措置は、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文のとおり、国内最大の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎にかかわるウイルス性への感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされたものであり、また、その原因が解明されなかったことによってもたらされたものである。C型肝炎の薬害肝炎では、国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件については司法判断により、国の責任が確定したことが歴史的な前提であるわけがあります。

しかし、国が実施している現行の医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院、手術費用等は極めて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっております。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的、肉体的に苦しみつつ、経済的、社会的にも逼迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、一層の行政的、社会的支援が求められているところであり、国の平成26年度予算要求にかかわる肝炎対策推進協議会意見書でも、厚生労働大臣に対し必要な措置として、肝硬変・肝がん患者を含む全ての肝炎医療費助成制度を創設することが上げられているところであります。

ところで、B型肝炎については、予防接種禍の実態調査等を行ったことで時間的な経過により、予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在し、他方、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった被害者が多数存在することが容易に推定できるのであります。

こういった状況の中で、ここに至っては肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返り、ウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、患者支援策を進めるべきで

ある。

とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変、肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在、助成対象となっていない医療費にも広く助成を及ぼすよう早急に制度の充実、拡充を図るべきである。

以上によりまして、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出いただくよう請願すると、こういう内容でございますので、ひとつよろしくご審議のほど、採択していただきますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

紹介議員、自席へお帰りください。

お諮りします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに、報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分をしたので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事項は1件でございます。平成25年10月17日、午後0時30分ごろ、与謝野町字男山75番地2先の主要地方道網野岩滝線と町道ズメ線の交差点内におきまして、与謝野町が保有する公用車と相手方の運転する車両が接触するという事故が発生いたしました。

接触後、相手方車両は道路外に飛び出しており、民間の車庫に衝突しております。幸いにも双方に命の別状はなかったものの、公用車は車両左前面部が破損、相手方車両は車両右前面部及びラジエーター付近が大破して、双方ともに自走不可能な状態となってしまいました。

今回の事故が発生した後で、相手方に体の痛みが出ていることから、現在は人身事故として相手方と示談の協議を進めている最中でございます。

よって、示談の対象は相手方車両の運転者の人身分、相手方車両の物損分、相手方車両が衝突した車庫の保有者の物損分と計3本となり、今回は、そのうち相手方車両の物損分についてのみ示談が完了しましたので、専決処分をさせていただきました。

この事故について、双方で加入する保険会社間で協議をしました結果、過失割合を当方が80%、相手方が20%とした上で、公用車が加入する対物共済から相手方車両の損害額であ

ります9万8千500円の80%相当額の7万8,328円を相手方に支払い、一方の公用車については、損害額43万円に対して、車両共済金額は25万円となりますので、この車両共済金額に相手方の対物保険から8万6,000円の支払いを受け、その残額である1万6千400円を、当町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の車両共済から賠償するとして、示談が成立したものでございます。

なお、今回の事故で損壊した公用車については、修繕の上、再度配備することとしておりますので、損害額と車両共済金額の差額である18万円は、別途、当町の予算から修繕費として執行することとしております。

この示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして、専決処分をさせていただき、このようにご報告を申し上げた次第でございます。

また、本案は、当方80%の過失割合であり、今後は一層安全運転に努めるよう職員に指導してまいり所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、報告について、ちょっと質問というか、わからない点を聞きたいと思っております。

今、町長からいろいろと説明があったわけですけど、聞き漏らした分があるかもわからないのですけれども、これ人身事故も絡んでおるわけですけども、参考の資料にですね、この報告書に事故処理後は、当事者双方とも病院に受診しましたが、外傷等はなく、今のところは目立ったけがはありませんと、双方けがはありませんと書いてあるんですね。これはどういう意味なのか、その上では結局、対物と、対人のところに丸がしてあるんですね。

ところが、この説明を見ると、双方とも異常はありませんということになっとるんですけど、これはどういう報告書ですか。ちょっと私には、上と下とが合わんのんですけど。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 当課の職員が事故を起こしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

報告しておりますように、外傷がないということですが、外傷はないという表現になっておりますが、相手方につきましては、頸椎捻挫ということで診断がおりておるといふふうにお聞きをしておりますので、そういったことで人身事故扱いになったということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ちょっとよくわからないんですけど、今のところは、けがはありませんということなんですね。けがはありませんという報告書を、町長宛てかどうかわかりませんが、上げられておるわけですね。けがはないのに、上では人身のところに丸がついとるわけですね。ちょっと、わかりませんか。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。当初の事故報告書ということでございますか。きょうの資料ということではなしにということでございますね。

当初、報告をさせていただいた時点では、特に外傷はないというふうに当事者のほうからもお聞きしておったんですが、その後、首の痛みが出たということで、改めて診断を受けられた結果、頸椎捻挫ということで診断がおりましたので、約1週間後ぐらいに人身事故に切りかわったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それでね、私は前から結局、最終的には、やっぱり議場に報告してもらうときには、やっぱり示談書をしっかりとつけて出してもらわないと、1週間たったら、こういうことが起きたとか、1年たったら、こういう症状が出てきたと、それを、いわゆる医者で認めたというふうなことが起きてきたときに、もう専決はどんどん出さんなんようになるわけですね。それで、その示談書を、ここに付いたら悪いというのか、何か出されないという理由はないんですかということをお聞きしてきてきたわけですね。

だから、こういうあれがやっぱり起きてくるわけですね。だから、そのことはしっかりとしないといけないと、私たちは困るわけですね。今のところは大体わかりました。

それとあと1点、この参考資料ですけれども、先ほど町長の報告にあった中で、2ページですね、2ページに25万円という金額が査定された。そして、それを八二に分けてということですね。

ところが最後に、差額である18万円は、別途与謝野町の予算から修繕費で執行することとするという、結局ここで18万円の差が出てくるわけですね。この部分は、結局、保険でなく、与謝野町の予算の中から出すという意味ですか。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。18万円につきましては、12月の補正予算でご説明をさせていただきまして、ご承認をいただいておりますので、町の予算のほうで支出をさせていただくということになります。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） これまではね、大抵、これ蒸し返しになるんかもわからんですけども、これまでは、大抵、共済保険、やっぱり町村の保険であれば、その保険のほうから全部出るし、それから、いわゆる保険を使っても単価は上がらないというような説明が多かったわけですね。今回、こういうことで、やっぱり町としてのということが、ここではっきりね、書かれておるわけですね。そういう中で、やっぱりしっかりと副町長のほうでは、再三再四、職員に対する指導、いわゆる管理者、課長に対してちゃんとして、課長から、今度は全員の職員にしっかりと、そういうことを徹底しておるんだというようなことでしたけれども、やっぱりこうして町の負担というのが明確になっていくと、やっぱりそのことをしっかりと、庁舎内でも確認をしっかりとさせていただきたいなということ、これは繰り返しになりますので、要望しておきたいと思います。

そこでですね、この人身事故と車庫の問題があるわけですね。これは大体、いつごろ解決というのか、示談が成立する見通しなのか、見通しがなければあれですし、人身事故、大変ですので、見通しがあれば、大体いつごろに全快されるかということをお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。まず、人身の部分であります、2月の時点におきまして、まだ、通院をされておるといふふうに向っておりますので、この示談の時期については、まだ、定かではございません。

それから、物損の部分の車庫のほうでございますが、修繕をというふう当初、考えましたが、ちょっと修繕が難しいということでございまして、同等のものを置きかえるということで、今、調整をしております。ちょっと、その品物が、今のところまだ、見つかったということになっておりませんので、それが見つかり次第、示談はもう整うというふうに向っておりますので、そう先ではないというふうに向っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 最初、議長の挨拶にもありましたように、我々の任期、もう目の前に来たわけですね、この事故がいつまでも持ち越しながら、新しい議会でも、また、わからない中で専決処分という格好でやられるわけですね。できれば、物損の分が早く片づき、また、けがされた方も一日も早いこと治っていただいでですね、しっかりと整理が早くできますことを願って、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 1点お尋ねしたいと思います。

今回の、いわゆる事故におきます保険で補填できない分が、今、井田議員からの質問もございましたように18万円、町の予算で補填すると、こういうことではございますが、12月議会で、既に、それも認めておるんですが、過去に、こういった保険外の補填できないものについては、町の予算でカバーされたというような事案はあったのかどうか、そのことについて、まず、お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、小林議員のご質問でございます。過去には、私が記憶いたしておりますところ、この4年間ですけれども、それ以前からも、このようなケースは初めてのケースだというふうに向認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） こういった、どういうんですか、不祥事というんですか、あつては困るわけなんです、そういった町民の資金で補填するという、町の資産を、物件と申しますか、そういったものを傷つけた場合に、あつた場合に、いわゆる傷つけた方に対する、職員のペナルティーというんですか、規則というんですか、懲罰的な、そういったものはどういふようなことがあるのか。また、そういったことを適用されたのか、その辺のことをお聞きしたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） まず、ご質問にお答えいたします。まず1点目、処分ということになってくるわけです、職員としての。これにつきましては、今、この件は3件でございます。車両の件、それから人身事故、それから車庫の問題、相手方が、その勢いでぶつかったということでございます。

これら3件が、まだ、示談中でございますので、いろんなことが、まだ想定されます。その後に職員の処分はさせていただかなければならないというふうに思っております。

それから、今、保険は、その車両によって査定額がいろいろ違うわけです。古い車に乗っていると査定額が低いもんですから、事故を起こした場合は、損害額との差は払っていかねばならないというのは、これは保険はみな一緒なわけでございます。こういったケースは初めてでございます。それで、職員なり、いろんな面で、弁償なりというようなことをお聞きになっているのかと思いますけども、これは、そもそもが求償とか、そういうことは大変難しい問題でございます。

ご存じのとおり、国家賠償法でも、いわゆる飲酒運転をしていたとか、それからジグザグのめちゃくちゃな運転をしていたとか、これは国家賠償法でもそうなんです。そういった場合は、事故を起こした者に求償ができるということになっております。うちの関係でも、そういうふうな規定はあります。そうでない場合は、公務でやっておりました。確かに過失は、本人の運転して事故を起こしたのは過失はあるわけでございますけども、この部分で個人への求償といったところは、なかなか法的にも難しいところがあるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、課長の答弁もよくわかるんですが、この事故原因が、いわゆる8割方当方にあるというようなことでございますし、また、いわゆる一旦停止して、左右を確認した上で進行されたというような、事故状況を読ませていただいております。それにしても、やはり路地から飛び出したということの責任の重さというのは、やはりあると思うんです。

いわゆる町民が、町の資産です、車であろうと、庁舎であろうと、ちょっとぶつかって傷つけたとかいうような場合は、やはり傷つけた本人に対して、また、行政としては損害賠償を求められる、これは当然だと思うんですが、やはりそういったことを、ちょっと飛躍した考え方もわかりませんけれども、町の職員さんとしてもですね、やはり保険でカバーできない分につきましては、全額とは申しませんが、やはり幾ばくかの負担を持ってもらうというような、そういった厳しいというんですか、そういった当然的な判断でですね、ひとつ今後のことに対応をお願いしたいと、このように申し上げまして質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 7 番、今田議員。

1 7 番（今田博文） この事故発生状況報告書について伺います。

1点目は、道路状況、これよい、悪いとあるんですが、見通しがね。これ悪いのところにチェックがしてあるんですが、この図を見ると見通しはいいんではないかと思うんですが、これ見通しが悪いんですか。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。事故現場を、私も確認はさせていただいております。場所につきましては、相手方車両がコメリのほうから役場側に向かって進行してきております。

それから、福祉課の職員の公用車につきましては、足立石油さんの本社のところの通りなんですが、そこから湾岸通りのほうにおりてきたということでございます。コメリ側から進入する道路が若干カーブしておりますので、見通しについては、若干悪いところがあるのではないかなと

いうふうにも、私のほうも現場を見まして感じております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） この公用車が町道から府道に出るわけですね。府道がちょっとカーブしておったと、出た向こう側の車線ですね。自分がおる反対側の車線から、いわゆる車が走ってくると、こういう状況なんで、見通しとしては、よいか悪いかと言えば、よいんではないかと。まして、向こうの道路というのは非常に拡幅が広い立派な道路ですので、これは見通しがよいんではないかと思うんですが、見通しがよい悪いしかないんですがね、どちらかといえばよいになるんではないかと思うんですが、こういう判断で間違いはないんですか。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。一旦、左右確認をしたときに、車両が来ておるということの確認しておりますので、全く視野に入らなかったということではないというふうに思っております。

ただ、細わから広い通りに入るもんですから、歩道等も、どうも本人は気にしながら直進したというふうに言うておりますので、左から来ております事故の相手方の車から一瞬視線が切れたんだろうというふうに思います。

議員さんのおっしゃるように、見通しがいいか悪いかという話になりますと、全然見通せない場所ではないというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 私は、本人の不注意をどうこう言っているんじゃないんです。誰しも、そういうことはあるんですよ。あっと思って、車が来ないと思って道路に出ても、一瞬来る場合は、誰でもあります。私でも、何度かありますけれども、そういうことを言っているんじゃないんです。この地図を見せていただいて、この見通しがよいと悪いしかないんですね、判断が。道路の状況の見通しが悪いに判断された、このことで間違いはないんですかということを知っているんです。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。よいか悪いかということと言いますと、悪いという判断をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 誰が判断されるかわかりませんが、そうして、見通しが悪いという判断をされたんなら、それはそれで仕方がないというのか、必ずよいにきなさいと私は言えませんが。よいと悪いしかないから、この図面を見せていただくと、よいように見えるから、なぜ悪いように判断されたんですかということを知りたいんです。そういう判断をされたんなら、それはそれとして仕方がないというふうに思います。

それから、もう一つ、甲車以外の車、これボールペン書きですか、クエスチョンがして、キロメートル、制限速度とあるんですが、これ何キロと書いてあるんですか、読めません。これ。

議 長（赤松孝一） それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時14分）

（再開 午前11時27分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 大変貴重な時間をいただき、まことに申しわけございませんでした。

今、この報告書の記載につきまして、確認をさせていただきました。

甲車ということでございますので、相手方の車両のことございまして、その速度につきましては、ちょっと見にくくなっておりますが、40キロから50キロの間という表現がされておるようです。これは、保険会社が相手方に聞き取りをされたものを、ここに記入をしておりますので、当町のほうで記入したものではありません。

相手方もメーターを見ながら走っておられたわけではございませんので、この範囲だったと思うということが、ここに記載をされておるといふことでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

17番（今田博文） わかりました。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 1点だけお伺いしたいと思ひています。

先ほどから、報告書という添付資料が配られておまして、私、この右上の欄に個人情報の利用目的という囲みで、わざわざ文書がついているんですけど、こういうものを、私は議会で開示するようなことは基本的によくないと、特別なことがない限りというふうには思っているんですが、課長の見解をお聞かせください。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） この報告案件につきましては、交通事故ということで大変申しわけなく思っております。この状況報告書につきまして、私が申し上げたこと、議会運営委員会で申し上げたことを申し上げます。

前の2月の臨時会でも申し上げさせていただきました。議員の皆さんから事故の発生状況のわかるようなものといふことでございました。こういった地図も入れたものが事故発生状況報告書というものがございまして、これを議会運営委員会で提出をさせていただきました。

ただし、個人情報の扱いがございまして、参考として、いわゆる事故が、なぜ起きたという参考だけにさせていただきたいといふことで、私、議会運営委員会で申し上げました。

そうしたことで、この席でも本会議でも申し上げました。これが議案の資料になりますと、個人情報やいろんな面で、ここで上げますと公開になっちゃいますので、そういったことを申し上げまして、議会運営委員会では事故を起こすといふことは、大変申しわけなく思っております。その状況の詳細が、なぜ起きたかという参考の資料としてご判断いただきたいといふふうには申し上げておりましたので、ちょっと高飛車な言い方かも知れませんが、申し上げたことを報告をさせていただきたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 基本的に、これは回収をして、今から遅いと言われるかもしれませんが、全部この部分は回収して処理しないとよくないといふふうには思ひます。

それと、このことに関連してね、明らかに個人名が特定されるわけですから、私は大きな職場、事業所の中で、こういうことがどんどん開示されるなんていうのは、とんでもない話だといふの

が僕の立場です。

ただ、課長が答弁されたようにね、悪質な飲酒運転をやったとか、そういうことで、暴走というんか、いろんなモラルに反したような行動を意図的に行われたような場合は、それは特別なものがあるかも知れませんが、基本的に、こういう過失で起こる諸事件については、ルールをきちっと守って、そういうことをしないと私は非常によくないというふうに思いますね、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私、先ほど申し上げました、あとは議会のご判断をいただくことだなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、議会の判断ということですので、この点は厳守していただきますよう、お願いをしたいと思います。

それから、職員が、こうして名前が出るみたいなことになると、今後のこともありますので、よろしくお願ひしたいと思っています。そういうことです。私は、これは、こういう扱いは厳格にしないとよくないということを申し添えて質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第4号を終わります。

次に、日程第7 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第8 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第2号、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町では、現在11人の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で議会の意見を聞き、町長が推薦し法務大臣が委嘱するということになっております。

現在、委員をお世話になっております、足立英子氏、山崎信之氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となるため、人格高潔で最適者として両人を引き続き委員として推薦いたしたくご提案を申し上げます。

法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、6月議会で審議していただくことでは間に合わないことから、今議会に提案させていただいたものでございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより、議案第2号及び議案第3号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。
これより、最初に議案第2号を採決します。
本案は、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号 人権擁護員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、議案第3号を採決します。
本案は、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。
日程第9 議案第4号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第4号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。
各財産区管理会は、管理委員7人以内で構成され、任期は4年となっております。算所財産区及び加悦財産区においては、平成26年3月末で退任される委員があることから、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。
氏は人格高潔で最適者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。
よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認め、これより議案第4号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 10 議案第 5 号 与謝野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 5 号 与謝野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 25 年 6 月 14 日に地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる第三次地方分権一括法が公布されました。これに伴い指定介護予防支援の事業の運営等の基準について、厚生労働省に定める基準を参酌して条例で定めることとなったものでございます。

職種や職員の人数など、重要事項は国の省令に従うべき基準とされておりますので、内容のほとんどは省令のままとしておりますが、町独自の判断で新たに制定しましたものといたしまして、第 3 条として、暴力団を排除する条例、また、第 30 条として利用者へのサービス提供等の記録の保存年限を 2 年から 5 年に長期化し、記録の散逸を防ぐべく、もとの省令から変更した条項を設けております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第 11 議案第 6 号 与謝野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 6 号 与謝野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 25 年 6 月 14 日に地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次地方分権一括法が公布されました。これに伴い町地域包括支援センターで行っております介護予防ケアマネジメント事業や総合相談支援事業などの包括的支援事業について、その運営等の基準を厚生労働省令に定める基準を参酌して、条例で定めることになったものでございます。

内容につきましては、町内の高齢者数に合わせた人員の配置等、省令から当町に関連すると思われる条項を抜粋して作成をしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

日程第 12 議案第 7 号 与謝野町役場の位置を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第7号 与謝野町役場の位置を定める条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事の経過からご説明いたします。昨年11月、京都府内の合併団体に組織する合併団体連絡協議会が発足し、普通交付税の算定について合併団体特有の財政需要がないかなどについて洗い出しをしていたところ、当町の合併協定書では、加悦町役場並びに野田川町役場に支所を置きますと定めておりますものの、条例上の不備が判明いたしました。ご承知のとおり与謝野町では加悦、野田川両庁舎を分庁舎として活用しておりますが、地方自治法第155条第1項及び第2項の規定では支所、もしくは出張所の位置、名称及び所管区域を条例で定めなければならないとなっているにもかかわらず、支所である分庁舎の設置が条例として制定されておらず、不備な状態となっているものでございます。

当町では合併時に地方自治法第4条第1項の規定に基づく与謝野町役場の位置を定める条例を制定しており、本庁舎の位置のみを定めておりますが、実際に加悦庁舎、野田川庁舎を設けているものの、条例上では両庁舎は明記されていない現状となっていることから、与謝野町役場の位置を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略しまして、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認め、これより議案第7号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第7号 与謝野町役場の位置を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第8号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第8号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、厳しい財政状況の中で、財源の確保を図る対策の一環として、

また、平成26年度の当初予算を編成する中で徹底した歳出経費の削減をお願いしましても、なお、多額の歳入不足が容易に予想され、住民にもご負担をお願いしなければならない状況にありますので、平成25年度に引き続き、私ども特別職の給料を減額するものでございます。

さらに、この後に、ご提案いたします職員の給与に関する条例の一部改正において、一般職の職員にも25年度に引き続き応分の傷みをお願いすることとしております。なお、今回の改正による削減効果につきましては、給料3人分で、およそ110万円を見込むこととしております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略して、採決に入りますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第8号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第9号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第9号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、財源の確保を図る対策の一環として、職員の給料を一律3%カットする措置を実施するため、必要な規定を条例の附則に加えることが、主な内容でございます。

今回の改正では、給料の一律カットにつきまして、特に職員には合併以来、平成19年の給与構造の見直しや平成20年度、21年度、また、25年度における給与の一律3%カットを含め、給与費の大幅な削減や欠員不補充による業務量の増大に対して、深いご理解とご協力をいただいておりますし、職員は、これらのたび重なる要求に対し、よく耐えて、日常の業務に邁進してきておりますが、平成26年度当初予算編成において、歳出の徹底した削減を行う中で、職員にも再び応分の傷みをお願いすることは避けて通れないものと判断し、職員組合とも交渉を重ね、その同意を得た上で、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

この改正による削減効果につきましては、およそ2,800万円を見込むこととしております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略しまして、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第9号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布され、また、平成25年11月27日に地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

この条例改正は、これらの法律及び政令の公布等に伴い本条例におきましても、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第5条の一部の条例が削除されたことにより頂ずれが生ずることによるものでございます。

さらに与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、平成25年4月1日施行された同条第6項を、同条第7項に改める改正につきましても、今回、あわせてお願いさせていただくものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。これより議案第10号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第11号 与謝野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第11号 与謝野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に期することを目的として消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、昨年12月13日に公布、施行されました。本法律は、近年、東日本大震災をはじめとする地震、局地的な豪雨による災害が各地で頻発し、災害から住民の生命や身体、財産を守る地域防災力の重要性が増大している中、社会経済情勢などの変化による、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることを鑑み、住民の積極的な参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的としております。基本的施策では、消防団の強化及び地域における防災体制の強化が掲げられております。

今回の条例改正では、消防団の活動の充実強化のための施策の一環として、団員の処遇改善のための消防団退職報償金の引き上げを行うための所要の改正でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食ため、午後1時30分まで休憩をいたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時30分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

日程第17 議案第12号 町道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第12号 町道路線の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。

町道亀山中地線につきましては、株式会社プラントの出店計画に伴い、平成17年12月22日に路線の認定をしましたが、平成18年のまちづくり三法の改正による出店計画の規模縮小に伴い事業者による当該路線の整備が不要となり、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いた

だきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第12号につきまして、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。

議案資料の11ページをごらんいただきたいと思います。平面図をつけさせていただいておきまして、今回、廃止をさせていただきます町道亀山中地線の部分でございますけれども、起点が府道野田川大宮線というふうになっております。また、終点につきましては、町道の石川上山田線を終点というふうなことで、先ほども町長のほうから説明がございましたように、いわゆる出店業者のほうで道路整備をするというふうなことでございましたけれども、平成24年1月6日の日だったというふうに記憶をしておりますけれども、法定外公共物の取り扱いについてというふうなことで、町のほうに相談がございました。

この件で相談をかける中で、規模を縮小するというふうなお話も受けまして、規模を縮小した場合、その道路の整備はどのようになりますかというふうなことを質問をいたしますと、出店業者のほうからは、規模縮小に伴って道路の整備については必要なくなったというふうな回答をいただいております。また、本年に入りまして、1月の末だったというふうに記憶をしておりますけれども、再度、商工観光課のほうから出店業者のほうに意向打診をさせていただきましたけれども、同じ回答がございましたので、町といたしまして、いわゆる出店業者が整備することについて、それを受け入れて町道認定をするというふうなことが、まず、最初の出だしでございましたので、町といたしましては、この路線につきまして、町のほうが今、整備をするというふうなことは計画としてはございませんので、今回、廃止の関係で上程をさせていただいたというふうなことでございます。

何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第13号 木質チップボイラー設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第13号 木質チップボイラー設置工事請負契約の締結につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この工事は、森林整備事業の後、そのまま放置されることの多い間伐材をリフレかやの里において、燃料として有効利用するための木質チップボイラーを設置する工事でございます。契約の概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますとおり、去る2月12日に1社に対して見積もりを執行しました結果、契約の相手方は株式会社巴商会、代表取締役社長 海野和雄、契約金額は7,870万8,000円で、うち消費税相当額は374万8,000円でございます。工期は、本議案の議決の翌日から平成26年3月31日までとするものでございます。工事の内容につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） それでは、議案第13号の工事内容を議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。現在、リフレかやの里の浴場施設におきましては、A重油を燃料とするボイラーを使用しておりますが、今回の工事で間伐材を加工したチップを燃料とする木質チップボイラーを設置することにより、森林整備の促進とリフレかやの里における化石燃料の使用量の抑制、及び経費の節減を図るものでございます。

まず、議案資料14ページの配置図をごらんください。赤色で示しております部分が、今回の工事箇所でございます。浴場棟の南側、図面上では右側でございますが、そこに新たに木質チップボイラー棟を建築いたします。

次の15ページに、その詳細を載せております。左側の部屋が燃料である木質チップを搬入し貯蔵する燃料貯蔵室でございます。右側のボイラー室に出力150キロワットの木質バイオマス温水ボイラーを1基、設置いたします。

再度、14ページをごらんください。木質バイオマス温水ボイラーで熱せられましたお湯は、赤色で示しました配管を通り、既存のボイラー室内に設置します蓄熱タンクを介して既存の設備に熱供給いたします。なお、バックアップボイラーにつきましては、既存の2台のボイラーを撤去いたしまして、新規に1台を設置するものでございます。財源内訳は12ページの5番にお示しをしております。今議会の第7号補正予算をもとに計上いたしておりますが、3,750万円が府補助金、4,120万円が起債となっております。また、契約の相手方につきましては、最終調査の段階で本町が選定いたしました機種種のボイラーを取り扱う、それぞれの事業者として4社を調査見積業者に選定いたしましたが、そのうち2社は辞退、1社は建設業の許可がなかったことから、近隣においても元請けとして施工実績のある1社を選定いたしました。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第14号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第14号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本組合規約につきましては、与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の設置及び管理運営に関して定めていますが、規約の中に生徒の通学に要する乗り合い自動車賃、いわゆるスクールバスに要する経費については、本組合が負担することが明記されています。一方、本年4月1日から宮津市立日置中学校の組合立橋立中学校への統合により、新たに日置中学校生徒の通学に要する経費の負担が発生することになりますが、その経費の負担については、これまでの規約によらず、当該区域の属する地方公共団体が負担することで調整が整いましたので、そのことについて所要の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 失礼をいたします。それでは、中学校組合規約の改正につきまして、詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど町長のほうから提案説明をさせていただきました内容でございますが、本日、議案の資料につけております、後ろから2枚目です。横向きの規約の新旧対照表をごらんいただきますと、第15条に通学費の負担ということで明記がされております。先ほどありましたように、通学費の負担につきましては、中学校組合の負担とするというふうに規約に明記されておりますので、今回、日置中学校の生徒が橋立中学校に通学するようになりますと、この規約では不都合が生じるということで、これまで宮津市のほうと協議をさせていただいて、改正案にございますように、平成26年4月1日以降に、新たに橋立中学校の通学区域となる地域にかかる生徒の通学費については、当該区域の属する地方公共団体の負担とするということを明記をさせていただくということになりました。

現在、橋立中学校は府中と文殊の生徒がスクールバスを利用して通学をされております。府中の生徒さんが55人と文殊の生徒さんが12名ということでございます。このスクールバスにつきましては、丹後海陸交通のほうにバスを運行委託をいたしております、年間680万円で運行の委託をお願いしております。今回、この15条に明記をされておりますが、この明記を改正して、新たに橋立中学校に通学をされる日置地区の子供さんたちのバス代につきましては、宮津市さんのほうで負担をいただくという整理ができましたので、そのように改正をするということでございます。

規約にはございませんけれども、新たな通学にかかる手段とか方法につきましても、当該地方公共団体が責任を持って考えられるというふうなことで、まだ、最終的なお話は伺っておりませんが、基本的には路線バスが使われるのと、朝2便、それから夕刻2便というふうに計画をされておるようでして、1便は路線バスで、あと1便は現在も運行されておりますデマンドバスの時間帯を若干変更されるようなことも伺っておりますけれども、4月1日までには宮津市さんのほうで決定をされるというふうに思っております。

参考までですけれども、4月から橋立中学校に日置地区から通学される生徒さんは、日置中学校から2名の方が新3年生として、また、日置小学校から新1年生として3名、計5名の生徒さんが橋立中学校のほうに通学をされるということになるようでございます。

十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

日程第20 議案第15号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第15号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1億4,326万6,000円を減額し、総額を113億6,333万円といたすものでございます。

まず、歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。最初に全科目にわたる共通点ですが、今年度の事業実績の見込める事務事業につきましては、不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、職員人件費では本年度末に勧奨退職により退職する職員3名分の退職手当組合特別負担金を追加するなど、総額で361万2,000円追加いたしております。

次に、32、33ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、社会福祉協議会活動助成事業では、社会福祉協議会補助金を308万2,000円追加いたしております。これは社協事業であります移送サービス事業の実績見込みから収支不足を支援するものでございます。

次のページ、第2目障害福祉費、障害福祉サービス事業では、自立支援給付費などを、それぞれ実績見込みから総額で1,167万4,000円追加いたしております。第3目高齢者福祉費、老人ホーム入所措置事業では、施設入所者の減少から第20節扶助費、老人施設入所措置費を670万円減額いたしております。

次に、38、39ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、保健衛生総務費一般経費では、簡易水道特別会計の公債費分として第28節繰出金、簡易水道特別会計繰出金を1,268万9,000円減額いたしております。

次のページにかけての第2目予備費は予防接種事業、健康診査事業など、それぞれ実績見込みから追加、あるいは減額し、総額で1,210万7,000円を追加いたしております。

次に、42、43ページ、第2項清掃費、宮津与謝環境組合負担金は、調査測量委託などの請負実績から第19節負補交を3,266万3,000円減額いたしております。

第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費は、地域循環資源活用事業など4事業の実績見込みから、総額で375万6,000円減額いたしております。

次に、44、45ページの第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、京野菜こだわり産地支援事業では、第19節負補交、パイプハウス整備事業補助金を事業実績により852万円減額いたしております。

次のページの明日の京都村づくり事業では、温江地区において集落組織の拠点施設整備を予定しておりましたが、事業実施が平成26年度にずれ込んだことから、第19節負補交、明日の京都村づくり事業費補助金600万円減額いたしております。

次のページにかけての過疎集落等自立再生緊急対策事業につきましては、昨年度と同様に国の経済対策による補正予算の一つで、1,000万円を追加いたしております。これは地域経済の活性化、過疎集落の自立再生に資する事業に対する補助事業であり、滝・金屋中山間振興会が実施主体となり、平成24年度から実施しています京都Xキャンプの活動を通して観光振興、地域資源利活用などを取り組む予定にしております。なお、本事業については、平成26年度へ繰越明許いたしております。

次に、第4目農地費、農業用施設整備事業は、第13節委託料、農村環境計画策定業務委託料を660万6,000円減額いたしております。これは当初、国庫補助金、補助事業の申請を行う上で農村環境計画が必要になるため、計画策定を予定しておりましたが、これより下位の計画

でも補助事業申請ができることが判明いたしましたため、下位計画である田園環境整備マスタープランの計画策定に変更したことに伴い委託料が安価に済んだものでございます。

第19節負補交、府営基盤整備事業負担金では、昨年、府が国の補正予算を活用し滝・金屋地区の農業水利施設改修工事を平成25年度への繰り越し事業として実施していただけることとなり、町負担分として事業費の20%、1,100万円の負担金を支出していましたが、人手不足と資材高騰などの影響からか、入札が不調となり未執行となりました。

しかしながら、府におきましても平成25年度、国の補正予算を活用し、仕切り直して再度、改修工事を実施していただけることとなりましたので、平成25年度に執行済みの設計測量経費を除く事業費の20%、940万円を追加いたすものでございます。また、未執行となりました平成24年度支払い済みの町負担金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、第19款雑入で府営基盤整備事業負担金返還金として1,009万6,000円を追加いたしております。

次に、第2項林業費、第2目林業振興費、有害鳥獣対策事業は実績見込みから、総額で1,130万1,000円減額いたしております。第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業で国の経済対策に伴い道路舗装面性状調査費や新たな道路改修工事など、総額4,110万3,000円追加いたしております。なお、これらについても平成26年度への繰越明許をいたしております。

第5項都市計画費、第2目公共下水道費では公共下水道一般経費、下水道特別会計繰出金を宮津湾流域下水道排水負担金の見込み等により5,160万円減額いたしております。

飛びまして、62、63ページの第10款教育費、第3項中学校費、中学校施設整備事業では第13節委託料、設計委託料を加悦中学校の実施設設計の請負実績により1,830万円減額するほか、12月補正予算で加悦中学校用地内にあります、個人名義の用地の取得に向けた調整を実施するために土地鑑定評価業務委託料、土地等購入費を追加いたしていましたが、地権者の方との調整の結果、当面、10年間の無償による貸借について同意をいただきましたので、鑑定評価業務委託料及び土地等購入費、合わせて130万4,000円を減額いたしております。

一方では今後の個人財産権を侵害することになりますので、その補償金として第22節補補賠、補償金を20万円追加いたしております。

次のページ、第6項保健体育費、第2目社会体育施設管理費、屋内体育施設管理運営事業では、大江山運動公園体育館改修工事の請け負い実施により880万円を減額いたしております。第3目学校給食費、給食センター施設整備事業は配送車庫の更新工事の請負実績により減額するほか、調理場のエアコン修理費用を追加するなど、総額で635万2,000円減額いたしております。

第12款公債費、第1目繰上償還元金では、先ほど、第6款農林水産業費、農業用施設整備事業で説明いたしました府営事業の滝・金屋地区の農業水利施設の改修工事が未執行となり、平成24年度支払い済みの負担金に地方債を発行していたことから、繰り上げ償還の必要が生じたので、第23節償利割、町債元金償還金を950万円追加いたしております。第2目利子は、各種事業の起債発行額の確定等により平成25年度一時借入金利子を含む利子総額で560万円減額いたしております。

第14款予備費は562万9,000円を減額し、調整いたしております。以上が、歳出でご

ざいます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。16、17ページをお開き願います。第1款町税は、第1項町民税及び第2項固定資産税を、それぞれ調定見込みにより追加、あるいは減額するなど、町税総額で1,550万円追加いたしております。

第9款地方交付税は、普通交付税を交付決定により2,962万5,000円追加いたしております。

次のページの第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節障害福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金を583万7,000円追加いたしております。歳出でもご説明いたしましたとおり、自立支援給付費の追加に伴うものであり、同様に府負担金も負担割合に応じて291万8,000円追加いたしております。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金は、地域の元気臨時交付金を交付決定により1,431万9,000円減額いたしております。これは木質バイオ産業化促進整備事業を算定基礎とし、交付される補助金分が府補助金に振り替えられたことに伴う減額であり、逆に第14款府支出金、第2項府補助金、地域の元気臨時交付金として国庫補助金減額分、プラス、交付率のかさ上げ分を含め2,800万円が交付決定されましたので追加いたしております。

第5目農林水産業費国庫補助金、第1節農業費補助金、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金を1,000万円追加いたしております。これは歳出で申し上げましたように、国の経済対策に伴うもので、過疎集落の自立再生に資する事業に対して補助金が全額交付されるものでございます。第7目土木国庫補助金、第1節道路橋梁費補助金では、道路改良事業費補助金を2,616万円追加いたしております。これも先ほど同様に、国の経済対策に伴いますもので、通学路等の安全対策、道路舗装面性状調査費等に対して補助金が交付されるものでございます。

次に、20、21ページ、第14款府支出金、第2項府補助金、第5目農林水産業費府補助金、木質バイオマス産業化促進整備事業費補助金は、事業精査並びに府との調整結果により実施設計経費も補助対象事業費に含めることができましたので、事業費見込みから650万円を追加いたしております。

第17款繰入金は、第1項基金繰入金を総額で1億7,245万3,000円減額いたしております。財政調整基金を1億7,000万円減額し調整するほか、事業実績により基金繰入金を調整いたしております。

次のページ、第19款諸収入、第3項貸付金元利収入は、昨年、地域総合整備資金貸付金により貸し付けしております丹後福祉応援団、及び与謝郡福祉会からの償還金を509万円追加いたしております。第4項雑入、府営基盤整備事業負担金は、歳出で申し上げましたように滝・金屋地区の農業水利施設改修工事の未執行に伴う返還金を1,009万6,000円追加いたしております。

次に、第20款町債は、各事業の事業実績のほか地域の元気臨時交付金の充当調整などにより総額で7,180万円減額いたしております。

なお、11ページの第3表地方債補正には同額を計上し追加、あるいは変更いたしております。

次に、10ページには第2表繰越明許費を計上いたしております。国の経済対策に伴う事業を

翌年度に繰り越すほか、地元調整等に時間を要したことにより、翌年度へ繰り越すことといたしております。今後も特別交付税、未来戦略一括交付金等の決定により予算が変動することが想定されますが、例年と同様に3月末日の専決処分による処理をさせていただきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第16号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第16号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は6,619万1,000円を減額し、総額を9億841万8,000円といたすものでございます。

まず、歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。第1款総務費は、第1目一般管理費で一般管理費、一般経費を600万円減額いたしております。第13節委託料で資産評価、試算台帳作成業務委託料を減額いたすものですが、当初の計画では外部委託で作成することといたしておりましたものを、職員が自前で作成することにより金額を減額いたすものでございます。第2目財政管理費では、基金積立金で財政調整基金積立金を739万8,000円追加いたしております。先ほどの外部委託の見直しなど、経営努力による収支見込み分を利子分を含め積み立てるものでございます。

第2款維持管理費は、浄水場等の施設管理の実績見込みから333万7,000円減額いたしております。

第3款改良費は、入札による請負実績などにより、第13節委託料及び第15節工事請負費等を、総額で5,149万2,000円減額いたしております。

次のページの第4款公債費は過年度事業の起債発行額の確定等により、一時借入金利子を含む公債費総額で1,298万9,000円減額いたしております。

第5款予備費では22万9,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は収入見込みにより300万円減額いたしております。

第6款繰入金は、一般会計繰入金を公債費減額相当分として1,268万9,000円減額いたしております。

第9款町債は、事業実績により総額で5,160万円減額いたしております。

なお、7ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。また、6ページに第2表繰越明許費を計上いたしております。町道石川上山田線の嘉久屋橋歩道橋に配水管を添架することとしておりますが、歩道橋工事が3月末までかかり、その完成後の施工となることか

ら、配水管添架工事を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第17号 平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議案第17号 平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は4,927万7,000円を減額し、総額を16億50万9,000円といたすものでございます。まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。

第2款維持管理費、第1項維持管理費は、宮津湾流域下水道排水負担金を精算見込みにより減額、また、下水道等事業包括的民間委託導入可能性調査業務委託料を発注方法の再検討による先送りのために皆減するなど、総額で4,993万円減額いたしております。

次のページの第5款予備費は39万7,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道費国庫補助金は、国庫補助金の内示額が補助要望額に対し減額されたことに伴い1,600万円を減額いたしております。

第5款繰入金は、一般会計繰入金を公共特環総枠で5,160万円減額いたしております。歳出で申しあげました負担金等の減額に伴い調整いたすものでございます。

第7款諸収入、第1目雑入は弁償金を302万2,000円追加いたしております。これは2月5日の議会全員協議会でご説明いたしました下水道受益者分担金問題に係る弁償金でございます。

第8款町債は、国庫補助金の減額に伴い下水道事業債を1,530万円追加いたしております。

なお、6ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第18号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議案第18号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1万5,000円を追加し、総額を3,836万4,000円といたすものでご

ざいます。

まずは、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第7款諸収入、第1目雑入では、弁償金を1万4,000円追加いたしております。先ほどの下水道特別会計補正予算と同様、受益者分担金問題に係る弁償金でございます。

次のページの歳出では、第5款予備費に1万4,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第19号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第19号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定のみ補正ございまして2,133万3,000円を追加し、総額を25億6,378万8,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費は、給付見込みにより追加、あるいは減額するなど調整し、総額で2,687万7,000円追加いたしております。保険給付費が大きく増額することとなった要因としては、在宅サービスなどのサービス利用数が想定以上に伸びたことなどが主なものでございます。一方で、施設介護サービス給付は大幅に減少しております。

16、17ページの第3款地域支援事業費についても事業見込みや事業実績により、総額で286万4,000円減額いたしております。

第8款予備費は2万1,000円追加し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款保険料、第1項介護保険料は収入見込みにより715万8,000円追加いたしております。

第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款府支出金までは、交付見込額により、それぞれ追加、あるいは減額いたしております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は保険給付や各種事業の事業見込みから追加、あるいは減額するなど、総額で4万9,000円減額いたしております。第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は収支不足を補うため60万円追加し、調整いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

日程第25 議案第20号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第20号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定のみでございまして80万9,000円を追加し、総額を29億3,406万3,000円といたすものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費は、それぞれの給付見込みから総額で183万2,000円減額いたしております。

次のページの第8款保険事業費、第1項保険事業はがん検診委託料、人間ドック検査料を実績見込みから総額で253万9,000円追加いたしております。

第12款予備費は45万1,000円減額し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第7款府支出金、第2項府補助金、第1目財政調整交付金は、がん検診委託料の実績見込みから185万4,000円追加いたしております。

第10款繰入金、第1項一般会計繰入金は保険基盤安定分と財政安定化支援事業分等、総額で373万5,000円減額いたしております。

第12款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は一般被保険者、退職被保険者、それぞれ延滞金を収入見込みから総額で238万8,000円追加しております。

以上が、平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第21号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第21号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は880万円を減額し、総額を2億5,251万5,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、見込みにより総額で750万円減額いたしております。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は130万円減額いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款後期高齢者医療保険料は保険料の収入見込みにより総額で750万円減額いたしております。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は歳出と同額の130万円減額いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

す。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第27 議案第22号 平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第22号 平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。

まずは、収益的収支からご説明申し上げます。5、6ページをお開き願います。収益的収入は、第1款水道事業収益、第1項営業収益で、水道使用料を341万9,000円追加いたしております。収益的支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で配水管漏水修理等を実績見込みから減額するなど、総額で208万5,000円減額いたしております。第2項営業外費用、第3目消費税は決算見込みから106万8,000円追加いたしております。

次に、資本的収支について、ご説明申し上げます。今回の補正は資本的支出のみであり、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水管事業費を工事实績から268万3,000円減額いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで休憩に入ります。2時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第28 議案第23号 平成26年度与謝野町一般会計予算から日程第38 議案第33号 平成26年度与謝野町水道事業会計予算の11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第23号から議案第33号までの平成26年度与謝野町一般会計予算ほか10件の予算について、一括してご説明を申し上げます。

平成26年度当初予算は、4月に町長及び町議会議員選挙が執行されるため、新規の施策等を見送り、また、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に編成した骨格予算としております。したがって、新規事業では、他の機関等との関係から年度当初に、予算化しておかなければならない事業、普通建設事業費では、継続事業や早期に発注する必要がある事業等に絞って計上いたしております。

景気回復の兆しが見えない状況の中で、限られた財源を有効に生かし、総合計画の後期基本計画に掲げる施策の推進を図るとともに、一方では歳出抑制策として行財政改革の計画的な推進を図れ、効率的で、かつ効果的に町民の負託に応える予算となるよう指示し、編成作業を進めてま

いりました。また、昨年度に引き続き、予算総額を5%圧縮するよう指示を行い、編成作業を進めてまいりましたが、社会保障経費の増加や継続事業などの普通建設事業費を積極的に計上したことにより、予算規模は昨年度を上回る骨格予算となっております。

一方、一般職給料を一律3%、特別職は5%削減を継続するとともに、企業や個人への補助金についても、新たに5%カットをお願いするなど、町民の皆様にも痛みの伴う予算となっております。このような予算であります。予算の特徴としましては、防災対策・浸水対策・学校施設や通学路の安全対策・DV被害者支援対策・自殺防止対策、子育て支援策など、住民の安心・安全を最優先とする予算となるよう努めてまいりました。なお、政策的経費につきましては、6月補正予算で追加し、肉づけをしていくこととなりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず、予算総額でございますが、予算書の表紙をめくっていただきますと、各会計予算額表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。一般会計の総額は11億5,500万円でございます。また、その他の九つの特別会計を合わせた総額は19億6,552万2,000円でございます。水道事業会計では、収益的支出・資本的支出の総額は2億5,787万8,000円となっております。例年ですと、対前年度比較等の増減についてもご説明させていただいておりますが、今年度につきましては、骨格予算であるため比較対照となりませんので、参考としていただきたいと思います。

それでは、平成26年度予算の中身について、平成26年度当初予算(案)資料として主要事業をつけておりますので、資料の1ページをお開き願います。この中の特徴的な事業についてご説明申し上げます。まず、一般会計でございますが、総務費では、人づくり・国際交流事業を掲載いたしております。従来のふるさと人づくり研修補助金制度を見直し、住民の主体的な研修会等の主催や参加を促進する、まちづくり人づくり補助金を制度化するものでございます。自治組織支援事業では、各区のご協力により台風等の災害時に避難所を開設していただいておりますので、開設にかかる経費の一部を、わずかばかりではありますが、補助させていただくことといたしております。

次のページの民生費では、DV被害者等緊急一時避難支援事業として、近年、相談が急増しております配偶者、児童、障害者等へのDV被害や、虐待の対応策として、一時避難に必要な支援を行うとともに、引き続き広域的な連携を進めてまいりたいと考えております。また、療育医療事業では、2,000グラム以下の低体重で出産され、生命力が薄弱な新生児を対象に療養医療費を給付し、支援していくことといたしております。衛生費では、子宮頸がんワクチン等を全額公費負担で接種いただけるよう、同接種事業を継続いたします。また、宮津・与謝の1市2町で構成しています、宮津与謝環境組合において、広域ごみ処理施設の建設に向けて、建設候補地の地元調整、建設調査等を順次進めていくこととし負担金を計上いたしております。

次に、労働費では緊急雇用対策事業を掲げております。平成25年度、引き続き京都府の企業支援型雇用創造事業を活用し、若者就業支援地域人づくり事業など、5事業を実施し、雇用の確保に努めて行くことといたしております。農林水産業費では、命の里事業で、昨年度に引き続き京都Xキャンプ事業を実施することとし、引き続き京都市内の出町商店街の学生拠点施設を活用し、与謝野町産品の宣伝販売、施設としての活用を考えております。また、ひまわりイベントや

リフレかやの里エリア一体型のイベントを地域主導の取り組みとして実施することとしております。

次に、商工費では、年々、複雑多様化する消費者トラブルの相談や対応を行うため、1市2町で宮津与謝消費生活センターを運営することとし、引き続き消費生活推進事業を継続することといたしております。また、海の京都与謝野町実践者会議で策定いただきました、海の京都与謝野町マスタープランを実践するため、海の京都美心与謝野事業を新設し、各戦略の具体化に向けた取り組みを支援することとしております。なお、これ以外の海の京都関連事業につきましては、肉づけ予算時に顔出しをする予定といたしております。

4ページの土木費では、ほとんどが政策的経費でございますので、耐震診断補助事業を継続するとともに、河川改修事業では、常習浸水対策として、石川上地地区の鞭谷川改修に伴う実施設計と堂谷地区の堂谷樋門の実施設計に取りかかることといたしております。

消防費では、防災、減災対策の強化を図るため、災害対策基本法の改正が行われたことから、これらの改正を踏まえ、昨年度に引き続き本町地域防災計画の見直しを進めることといたしております。

次に、教育費では、不登校やひきこもりで悩む子供たちや、保護者の方へ適切な指導、助言ができるよう指導員を増員するなど、引き続き適応指導教室の充実を図っていくことといたします。また、各小中学校において、従来から実施しています標準学力診断に加え、学校生活での満足度調査を実施し、いじめや不登校対策などの取り組みを推進することといたしております。小・中学校施設整備事業では、加悦中学校の改築事業を平成28年度までの間で、債務負担行為を設定し、順次進めることといたしております。また、地区公民館整備事業では、地域コミュニティの拠点として明石地区公民館を新築することといたしております。

以上が、一般会計の主なものでございます。特に、特別会計についてでございますが、主要事業に掲げておりますように、簡易水道特別会計や下永道特別会計では、それぞれの整備計画により計画的に事業を実施することとしております。また、主要事業には掲載いたしておりませんが、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計など、特別会計の運営が非常に厳しさを増している状況ですので、これらを少しでも改善できるよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上が、平成26年度予算の概要でございます。

冒頭、申し上げましたように、平成26年度予算については政策経費を除いた予算となっておりますが、大変逼迫した非常に厳しい財政状況であり、予算総額も増額しており、かつ、財政調整基金から3億6,500万円を繰り入れなければ予算が組めないといった状況になっております。したがって、住民の皆さんのご協力をいただき、町挙げて持続ある行財政の確立に向けて努力する必要があります。町民の皆様をはじめ議員の皆さんの深い理解とご協力をお願い申し上げます。新年度予算の提案説明とさせていただきます。なお、この後、副町長から予算の中身につきまして、具体的な説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 引き続き、副町長からの説明を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から予算の具体的な中身についてご説明させていただきます。先ほ

どの町長からの提案説明にもありましたように、平成26年度の当初予算は骨格予算でありますので、特徴的なものに絞って説明をさせていただきます。

まず、一般会計予算の総額ですが、1ページ、第1条に掲げておりますように111億5,500万円といたしております。

それでは、一般会計の歳入からご説明を申し上げます。予算書の13、14ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税まで総額17億9,760万円を計上いたしております。前年度当初予算に比較しまして460万円の増額でございます。中身としましては、個人の町民税現年度分の均等割で510万円、固定資産税の現年度分の家屋が470万円の増額、一方、法人税の法人税割で565万円、町たばこ税が230万円の減収になると見込んでおります。

第2款地方譲与税から、次のページの第8款地方特例交付金は、地方財政計画の伸び率等により算定し計上をいたしております。

第9款地方交付税は、普通交付税を49億円、特別交付税を3億円計上いたしております。普通交付税は国の出口ベースでは1,800億円程度の減とされており、地方税収の状況を踏まえ、交付税の別枠加算の一部縮小や、地域の元気創出事業の振りかえなどを含め減額となっております。当町では公債費算入分等が伸びる見込みとしているものの、安全側をとり、平成25年度の交付決定額より1億5,000万円程度の減額を見込んで計上いたしております。

18ページにかけての第11款分担金及び負担金は、養護老人ホーム入所措置費負担金、保育料など総額で1億5,838万5,000円を計上いたしております。

第12款使用料及び手数料は3億3,289万6,000円計上いたしております。中でも、第1目有線テレビ施設使用料並びに同インターネット使用料につきましては、昨年度から、さらに800万円程度の増額を見込んでおります。

次に21ページから24ページにかけての第13款国庫支出金でございますが、総額で6億4,996万7,000円を計上いたしております。第2項国庫補助金は消費税増税対策として実施されます、臨時特例交付金事業や加悦中学校改築事業など、各種補助事業に係ります補助金として、総額で9,252万1,000円を計上いたしております。なお、国の緊急経済対策に伴う、がんばる地域交付金は、交付額等が現時点では明確ではありませんので、今後の補正予算で対応させていただきたいと考えております。

次に、23ページからの第14款府支出金では、目新しいものはございませんが総額で6億8,976万5,000円を計上いたしております。なお、国・府の補助事業であっても、事業費そのものを骨格予算から除いているものもございますので、同事業補助金についても、事業費と合わせて補正予算で対応させていただきたいと考えております。

次に、29、30ページの第16款寄附金、第9目教育費寄附金は、社会教育寄附金を3,304万円計上いたしております。これは各地区公民館の整備に伴う地元負担分を寄附いただくものですが、ほとんどが明石地区公民館の建設に伴うものでございます。

次に、31、32ページの第17款繰入金は、基金繰入金を総額で3億7,735万5,000円計上し、取り崩すことといたしております。中でも、町長も申し上げましたように大変逼迫した財政状況であることから、骨格予算ではありますが、既に財政調整基金から3億

6,500万円を繰り入れることといたしております。

次に、36ページにかけての第19款諸収入は、総額で2億1,541万3,000円を計上いたしております。主なものは、制度融資等によります貸付金元利収入や自治宝くじ市町村等交付金、豆っこ肥料売上金、給食費実費徴収金などの雑入等でございます。

第20款町債は、総額で12億9,550万円と、昨年度より既に1億6,700万円の増額といたしております。増額の特徴的なものとしましては加悦中学校改築事業に伴い、中学校施設整備事業債で5億円を超える発行といたしております。また、普通交付税から振りかえとなる臨時財政対策債は4億5,000万円といたしております。以上が歳入でございます。

続いて、歳出の主立ったものをご説明申し上げます。37ページからの第1款議会費につきましては、特に申し上げることはございませんが、議員定数が18名から16名へと改正されておりますので、議員報酬等につきまして反映した予算といたしております。

39ページから92ページまでの総務費では、第1項総務管理費で、人件費等の一般管理費、広報発行のための文書広報費、3庁舎の維持管理費などの財産管理費などを計上しております。また、住民自治活動支援事業及びふるさとづくり事業では、それぞれの補助制度の見直しを行い、まちづくり人づくり補助金を計上いたしております。

次に、91ページからの第3款民生費でございます。第1目社会福祉総務費では、96ページから98ページのDV被害者等緊急一時避難支援事業で、近年、増加傾向にあるDV被害者等に対する支援を引き続き行うこととしております。

なお、106ページには、障害者へのDV被害も絶えないことから、同様の事業を計上いたしております。第2目障害福祉費は障害福祉サービス事業をはじめ各種事業を国や府の補助を受けながら実施することとし、総額で7億4,425万5,000円計上いたしております。

なお、102ページの障害者団体施設等支援事業では、発達障害等の児童や保護者の方々に対応するため相談支援専門員を増員し、相談体制の充実を図るとともに、京都府北部地域の障害者歯科診療機関として、福知山市に診療所を開設することといたしております。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、122ページに療育医療事業を240万2,000円計上いたしております。2,000グラム以下の低体重児で出産をされ、生命力の薄弱な新生児の成長を支援するため、療養医療費を交付することといたしております。その下の子育て世帯臨時特例給付金事業は、消費税引き上げによる子育て世帯への影響を緩和するための国の施策に伴い、対象児童一人当たり1万円を給付するものでございます。

次に、131ページからの第4款衛生費でございます。第1項保健衛生費では、134ページに地域医療確保奨学金貸付事業を266万8,000円計上いたしております。以前からありました貸付制度を改めまして、北部地域の医師確保に努めることを目的に、宮津市、伊根町、与謝野町の新たな枠組みで貸付制度を創設するものでございます。

135ページからの第2目予防費では、母子保健事業、予防接種事業、健康診査事業など、総額で1億260万円計上いたしております。子宮頸がんワクチン等の予防接種事業を継続することといたしております。

第2項清掃費では、152ページの第2目塵芥処理費で宮津与謝環境組合分担金を3,631万7,000円計上いたしております。昨年設置しました環境組合において、広域ご

み処理施設の整備促進のため、候補地の地元や地権者との調整、環境調査などを引き続き進めていくことといたしております。

次に、第5款労働費でございます。157ページからの第2目雇用対策費は、京都府の基金を活用し、現下の厳しい雇用情勢に配慮して、若者就業支援地域人づくり事業など五つの事業を実施するなど、総額で1,995万円計上いたしております。

次に、第6款農林水産業費でございます。165ページの第1項農業費、第3目農業振興費では、総額で1億1,329万7,000円計上いたしております。町を代表する自然循環農業推進事業では、ソフトバンクの技術協力などを得て、スマートフォン等ICTを活用し、圃場のモニタリング調査を行うなど、環境負荷低減農業を、さらに推進していくことといたしております。

185ページからの第2項林業費、第2目林業振興費は、総額で1億320万円計上いたしております。有害鳥獣対策事業では、防除施設設置事業や広域捕獲などの取り組みを継続して実施することといたしております。

また、188ページの災害に強い森づくり事業では、上山田大谷地区の堰堤において、土砂浚渫、土砂流出防止工事を実施し、下流域への土砂流出防止に努めることといたしております。

次に、191ページからの第7款商工費でございます。193ページからの第2目商工業振興費は、総額で7,336万9,000円を計上し、商工業の振興を図ることといたしております。

203ページからの第4目観光費は、総額で2,296万2,000円計上いたしております。中でも海の京都・美心与謝野事業を新規事業として650万円計上いたしております。海の京都与謝野町マスタープランに基づき、各戦略の具現化のための行動プログラムの作成や、観光プラン、周遊プランの作成などの観光ブランドを磨き上げる民間の取り組みや、観光を推進する組織の強化などへ支援することといたしております。

213ページからの第8款土木費でございます。土木費のほとんどが投資的経費でございますので、6月補正予算で肉づけをすることになるものと思いますが、226ページの第3項河川費、河川改修事業では、石川上地地区の鞭谷川の河川改修に向けて、また、同じく石川堂谷地区の堂谷樋門の改築のため、それぞれ実施設計を行うことといたしております。

次に、233ページからの第9款消防費でございます。240ページの第5目災害対策費、防災行政無線維持管理事業では、昨年からの特別警報が新たに発令されるようになりましたが、これらを迅速、かつ確実に住民の皆様に伝達するため、Jアラート自動起動機を改修することといたしております。

また、次のページの地域防災計画策定事業は470万円計上いたしておりますが、これは、災害対策基本法の改正に伴う防災減災対策を強化するため、地域防災計画の見直しを昨年度に引き続き行うとともに、洪水ハザードマップの更新を進めていきたいと考えております。具体的に申し上げますと、土砂災害防止法に基づきます岩滝地域の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域レッドゾーンでございますが、この京都府によります正式な公示が、平成26年度中に行われますので、この公示を受けまして、更新することになります。

243ページからの第10款教育費でございます。学校教育、社会教育、社会体育、学校給食に必要な予算を計上いたしております。

252ページの第1項教育総務費、第3目教育振興費では適応指導教室事業を438万

8,000円計上いたしております。不登校やひきこもりなど、年々、通所者数がふえてきているため、指導員を増員して適切な対応に努めていきたいと考えております。小学校、中学校の各教育振興費一般経費では、従来から実施している標準学力診断に加え、ハイパーQ.U.といひます、学校満足度調査を実施することにより、いじめや不登校などの課題解消に努めることといたしております。

260ページの第2項小学校費、第1目小学校管理費の小学校施設整備事業では、各小学校の校舎やプールの改修工事など、夏休み前、あるいは夏休みを利用して実施しなければならない工事等を予算化いたしております。

また、268ページの第3項中学校費、第1目学校管理費の中学校施設整備事業では、いよいよ加悦中学校の改築工事に着手することといたしております。なお、加悦中学校改築事業は平成28年度までの3年間で実施することといたしておりますので、7ページに第2表債務負担行為を設定させていただいております。次に、第5項社会教育費、第2目公民館費では、284ページの地区公民館整備事業を9,642万9,000円計上いたしております。明石地区公民館の新築、及びその他の地区公民館の修繕経費等でございます。地域コミュニティの拠点施設として活用される施設になることを大いに期待をいたしております。

最後に、313ページから316ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思ひます。平成26年度から与謝野町におきましても再任用職員を雇用することといたしております。これは、国における年金受給資格年齢の引き上げに伴うものであり、当町でも一定数を雇用することといたしております。

以上、簡単ですが、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

引き続き、特別会計で、まず簡易水道特別会計についてご説明を申し上げます。320、321ページをお開き願ひます。予算総額は7億6,320万円といたしております。

327ページの歳入でございますが、第2款使用料及び手数料の水道使用料は年々、減少傾向にあります。平成26年4月からの消費税の引き上げに伴う増額を見込み、3億1,488万5,000円といたし、対前年度比467万5,000円の増額といたしております。第3款国庫支出金は、加悦及び与謝の施設整備事業補助金を合わせて1,705万3,000円を計上いたしております。一般会計からの繰入金は1億5,450万円を予定しております。そのほかでは府支出金、諸収入、町債などを計上いたしております。

歳出でございますが、第1款総務費は職員人件費などを計上いたしております。

333、334ページの第2款維持管理費は、施設管理費として光熱水費や保守点検委託料などを計上いたしております。

335、336ページの第3款改良費は総額で2億6,984万9,000円を計上いたしております。加悦簡易水道施設整備事業並びに与謝簡易水道施設整備事業を継続して実施することといたしております。

次に、宅地造成事業特別会計でございます。343、344ページをお開き願ひます。予算総額は1億1,494万円といたしております。現在は、分譲宅地用地全てを土地開発基金で保有しており、その全ての土地23区画を基金から買戻す予算と、全てを売却する予算を、それぞれ同額計上いたしているものでございます。平成24年度の途中から分譲宅地紹介手数料交付事

業も導入しておりますので、引き続き分譲宅地の販売促進に努めることとし、それらの経費につきましては、一般会計の土木費で計上いたしております。

下水道特別会計についてでございますが、354、355ページをお開き願います。予算総額は17億3,860万円でございます。

361ページからの歳入でございます。主なものといたしましては、第1款分担金及び負担金で受益者分担金及び受益者負担金を1,257万円、第2款使用料及び手数料で下水道使用料を2億5,649万6,000円とし、簡易水道使用料と同様、消費税の引き上げ分を見込んで計上いたしております。

第3款国庫支出金は、特定環境保全公共下水道分の下水道事業補助金として3,700万円、第5款繰入金は一般会計からの繰入金8億8,007万円、363ページの第8款町債5億720万円などでございます。

次に、365、366ページからの歳出でございます。373、374ページの第3款事業費、第1目公共下水道建設事業費は、公共、特環合わせて総額で1億7,940万円を計上いたしております。公共分の面整備は完了しており、公共柵新設工事を、また、特環分は石川、温江地区の面整備等を計画的に実施することといたしております。

次に、農業集落排水特別会計についてご説明申し上げます。383、384ページをお開き願います。予算総額は4,160万円でございます。

390、391ページの歳入でございますが、第3款府支出金は、温江地区農業集落排水事業に係ります農業集落排水事業推進交付金を456万円計上いたしております。これは、過去の施設整備分に対する交付金が5年分割で交付されるものでございます。第5款繰入金は一般会計繰入金を1,690万円計上いたしております。

次のページの第8款町債は資本費平準化債を1,220万円計上いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。394、395ページからの第2款維持管理費は総額で916万3,000円計上いたしております。維持管理のみとなっておりますが、水洗化率の向上に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、403ページからの介護保険特別会計でございます。まずは、事業勘定からでございますが、予算書の404ページをお開き願います。予算総額は25億5,040万円でございます。410ページの歳入、第1款保険料は総額で4億1,582万3,000円を見込んでおります。第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款府支出金につきましては、それぞれ負担割合が定められておりますので、その割合に基づき計上をいたしております。

次のページの第7款繰入金の第1項一般会計繰入金は、総額で3億4,727万1,000円を計上いたしております。また、第2項基金繰入金は介護保険事業基金繰入金を3,200万円繰り入れ、財源調整を行っております。

歳出について、418ページから421ページにかけての第2款保険給付費の第1項介護サービス等諸費は総額で21億6,870万4,000円を計上しておりますが、これは要介護者の費用として充てるものでございます。

次のページにかけての第2項介護予防サービス等諸費につきましては、1億812万円を計上しておりますが、これは要支援者の費用ということでございます。以上、簡単ですが、事業勘定

の説明とさせていただきます。

434ページからのサービス事業勘定につきましては、予算総額は1,599万円でございます。内容につきましては、居宅サービス計画に係る歳入歳出が主なものとなっております。

次に、土地取得特別会計についてご説明申し上げます。453ページの歳入は土地開発基金預金利子、前年度からの繰越金を計上し、455ページの歳出では、土地開発基金への積立金として利子分1万6,000円を計上いたしております。

次に、458ページからの国民健康保険特別会計について、ご説明を申し上げます。予算総額は、事業勘定が28億444万円、直営診療所勘定が7,889万円でございます。

467ページからの事業勘定歳入について、ご説明申し上げます。第1款国民健康保険税は、平成24年度に引き続き平成25年度の療養給付費についても減少傾向にあることから、平成26年度は税率を据え置くこととし、総額で5億639万4,000円を見込んでおります。

471ページの第10款繰入金では、財政調整基金繰入金を5,000万円繰り入れることとし、財源調整をしておりますが、本繰り入れをいたしますと、基金残高がほとんど底をつくこととなります。したがって、平成27年度以降においては、厳しい財政状況を勘案いたしますと、税率改正は避けて通れないものと見込んでおります。

次に歳出ですが、475、476ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費は総額で16億4,517万円を計上いたしております。この保険給付費につきましては、平成25年度の一人当たりの実績見込みにより算定いたしております。

次に、483、484ページの第8款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費は、総額で3,559万2,000円を計上いたしております。国保加入者の方の特定健診費用を計上いたしましたものでございます。

次に、直営診療所勘定でございます。497、498ページの歳入についてでございますが、第1款診療収入、第1項外来収入は、総額で5,646万8,000円を見込んでおります。第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は2,060万円を計上いたしております。

次に、501ページからの歳出につきましては職員人件費、医師報酬や医薬品の購入等の運営経費を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。513、514ページをお開き願います。予算総額は2億7,723万円でございます。

519、520ページの歳入についてでございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収と普通徴収を合わせまして、総額で1億7,200万円を見込んでおります。これは広域連合で試算した与謝野町の保険料を計上いたしております。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金を合わせて1億303万4,000円を計上いたしております。

次に、521、522ページの歳出でございます。歳出のほとんどを占めます第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては2億7,330万円を計上いたしております。内訳としましては、広域連合の分賦金の850万円、保険料として徴収いたします現年度分、過年度分を合わせた負担金を1億7,200万円、そして、一般会計からの保険基盤安定繰入金分の9,280万円でございます。

次に、財産区特別会計でございます、526、527ページをお開き願います。予算総額は8,488万円でございます。532ページからの歳入につきましては、まとめて一括計上いたしております。

また、538ページからの歳出でございますが、各財産区から提出いただきました予算を各事業として計上いたしております。

最後に、水道事業会計についてご説明申し上げます。551、552ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益、第1目給水収益の水道使用料につきましては、簡易水道と同様、消費税の引き上げ分を見込み1億4,783万6,000円といたしております。

次のページの支出では、事務事業にかかります経費、維持管理にかかります経費を計上させていただきます。

563、564ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入、第2項分担金は水道加入負担金を51万1,000円見込んでおります。

次のページの支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水管事業費は、男山のローソン前から与謝の海支援学校下までの約430メートル間の配水管新設工事費を1,950万5,000円、平成25年度で実施した配水管新設工事箇所の舗装復旧工事費を505万5,000円を計上いたしております。

以上で、全ての会計のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月7日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

（散会 午後 3時32分）